

交通反則金の会社負担

Q : 当社の社員が今月に入り、携帯電話を使用しながら運転していたとして警察に捕まり、罰金を支払われました。業務中だったので罰金を会社で負担してやろうと思います。が、税務上、どんな取扱いになりますか？

A : 業務遂行に関連して課された罰金を会社が負担したときは、その罰金は損金に算入できません。

【解説】

道路交通法の改正により、先月の1日から携帯電話を使用しながら車の運転をすると5万円以下の罰金が課せられることとなりましたので注意しなければなりません。社員が不注意で課されてしまった場合に、その罰金を会社が負担すると、次のように取り扱われます。

① 会社の業務遂行に関連して課された罰金
業務遂行中に課された罰金は、社員に対する給与とならず、会社の費用として認められますが、損金に算入することはできません。これは、罰金を損金に算入することを認めると、罰金の効果が減殺されてしまうからです。

② ①以外の罰金

業務遂行に関連しない行為に対して課された罰金を会社が負担した場合は、その罰金相当額は、その社員に対する給与となります。したがって、源泉徴収の対象となるとともに、その社員が役員である場合には、役員賞与となり、損金に算入することができません。

